平成２３年（フ）第２４０６号
横浜市泉区岡津町110番地３　グレーシアパーク山手台ＥＡＳＴ壱番館109号
債務者　前島　宏子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５２６号
神奈川県藤沢市亀井野１丁目25番地の７　六会駅前高層住宅1012号
債務者　小澤　　剛
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１０号
石川県加賀市熊坂町イ５番地シティハイツ未来105号室、従前の住所石川県加賀市潮津町チ115番地１モンパレス片山津Ⅱ号棟203号室
債務者　長田　　健
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午後２時30分
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第２２３号
北海道帯広市西５条南４丁目３番地　あかしや荘17号
債務者　渕向　友章
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２５７号
北海道帯広市西21条南５丁目31番地３
債務者　小関　竜二
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２６０号
北海道河西郡芽室町西８条７丁目１番地４新西町団地131号
債務者　山本　健一
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２６５号
北海道帯広市東８条南４丁目１番地６、住民票上の住所北海道中川郡池田町字西２条３丁目21番地の12
債務者　荻原　　旭
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１２９８号
東京都小金井市東町５丁目25番６号グリーンヒル武蔵野106
債務者　小西　秀明
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２６５８号
横浜市南区大岡４丁目41番３―202号
債務者　本澤　真澄（旧姓萱・津野）
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２２４号
東京都品川区小山７丁目１番４号パステル小山315
債務者　藤宮　　力
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２６４号
東京都国立市谷保6055番地の２エミネンス国立101
債務者　渡辺美加子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２８０号
東京都青梅市河辺町６丁目12番地の６
債務者　清野　一志
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３８７７号
東京都葛飾区東金町５丁目33―16　第２小久保マンション201
債務者　工藤　　望
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４０２６号
神奈川県相模原市中央区上溝２丁目８―９　仙頭貞雄方
債務者　野上　信行
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４０２９号
東京都中野区本町２丁目52―３―203
債務者　山本　　格
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

第明治三十二種郵便物認可